

平成28年度 境港市下水道料金等審議会（第2回）

【日時】 平成28年11月4日（金） 15:00～16:00

【場所】 境港市役所 第1会議室

【委員出席者】 11名

細田智久委員（会長）、永井忠志委員、植田建造委員、大西毅一郎委員、足穂豊委員、中本勝委員、畑野成至委員、渡辺はるみ委員、門脇美保委員、中西健一郎委員、堀田真弓委員（欠席4名）

【市出席者】

事務局 下坂建設部長、松本下水道課長、佐々木課長補佐、梅原普及係長、吉岡主任

【会議録】

1. 開会

（事務局）開会のあいさつ、欠席委員の紹介

2. 議事

議題2「温泉汚水に係る公共下水道使用料の新設について」

追加資料について事務局より説明

◎質疑応答

（委員）

追加資料では、製造業減免に関するもの以外は、温泉事業者に対して優遇措置を取るということを説明しているだけ。

一般の利用者との公平性を欠いてでも温泉事業者に優遇措置を取るということは、下水道事業としてではなく市がどう考えるかという問題であって、第1回審議会ではそのところの説明がなかった。

（事務局）

委員のご意見のとおりで、温泉事業者に優遇措置を設けようということが市の方針であり、温泉については汚水の汚れの程度が低く多量であることから、ある程度の優遇措置は妥当であると考えている。

（委員）

温泉事業者から値下げの要求があったのか。

（事務局）

要求はないが、境港市における温泉単価の有無について事前に確認の問い合わせがあった。温泉事業者は、温泉単価がある方が良くと当然考えていると思われる。

（委員）

温泉汚水の処理経費が安いという説明だが、温泉のBODが50、一般家庭のBODが180という比率によって汚水処理の金額がどれだけ安くなるかを説明することはできるのか。

（事務局）

平成27年度実績で、水量が約2百万m³、処理経費は92円/m³。ただし、これまでに整備した施設の投資額の返済金、これを資本費と言いますが、152円/m³であり、あわせる

と 244 円/m³ となる。本来これを確保できないと下水道事業としてペイできず、不足する部分は赤字ということになる。

BODの値の差によってどれだけ処理経費の差が生じるかについては、算出していない。しかし、処理後に生じる汚泥、これは処理に必要な微生物の量によるが、BODが高ければ処分量が増えるので処理経費が増加することは間違いない。平成27年度実績で汚泥処分には約3千万円かかっており、これは処理経費92円/m³に含まれている。

(委員)

追加資料の6「一般家庭の使用水量が2か月当たり40m³」というのは本当か。

40m³とした場合の1m³当たり単価より、温泉汚水の単価の方が高いということか。

(事務局)

40m³とした場合の1m³当たり単価は162円で、温泉汚水の単価の方が高い。

境港市の実績では、2か月当たり40m³以下の使用者が6割以上を占めている。2か月当たりの水量の全体の平均は、37m³程度だと思われる。

(委員)

私は2か月当たり40m³以下になるよう節水している。主婦は同じ考えだと思う。

(委員)

下水道使用料を累進制とする理由が知りたい。水を使うなということか。

(事務局)

大量の水量を処理するためには施設の処理能力を大きくする必要があり、そのため大口使用者には多く負担を求めている、累進制は全国的に取られている考え方である。

(委員)

温泉事業者は大口使用者ではないのか。それならば、すべて累進制で負担させてもかまわないのではないのか。

(事務局)

温泉事業者も大口使用者であり、水道水には累進制を適用している。計算例の施設は2か月当たり3,500m³のうち水道水が2,500m³で、境港市では2か月当たり2,000m³を超える使用者は10社もない。

(委員)

使用水量が処理場の処理能力を左右していて、処理場の建設費用が下水道使用料に含まれると言うのであれば、温泉事業者にも累進制で負担させれば良い。

(委員)

処理場の能力について、土地の用途や面積に対応してどれだけの汚水が出るかということについては、例えば宅地なら1㎡あたりどれだけとか、国の基準等があるのではないのか。実際の水量の多少が処理場の処理能力を左右するものなのか。

(事務局)

市の計画上の基準はある。工場の1㎡あたり排水量、宅地の1㎡あたり排水量等の基準があり、全体計画の最終的な処理場の処理能力が決まる。先ほど説明した累進制を取る理由は、そういったところから来ている。

しかし境港市では、最終的な処理能力の処理場は建設しておらず、実際の水量に合わせて必要な能力分を順次建設している。

(会長)

実績に合わせてプール（処理系列）を計画的に建設しているということだが、今はプールはどれだけあるのか。

(事務局)

3系列あって日最大11,350m³の汚水を処理する能力がある。

(委員)

下水道管渠が整備されるとプールも増える。管径などは計画によって決まっているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

使用水量が急激に増えれば、大きな投資があるか。

(事務局)

人口の減少もあり、境港市は実態に合わせて増設しているので余分な投資はしていない。

プールは1系列造るよりも3系列を一気に造る方が1系列当たりは安く建設できるので、大都市などでは、まとめて建設した部分が使われずに老朽化するという例もある。

(委員)

一般家庭は40m³以下ということだが、それ以上はほとんど事業者や工場か。

(事務局)

家族の人数が多い場合など100m³を超える家庭もまれにある。逆に事業所で水をあまり使用しない場合では40m³以下のところもある。

(委員)

自身は基本的に事務局案に賛成だが、温泉施設と製造業以外に大量な使用者はあるのか。

(事務局)

自衛隊の基地関係、介護施設、スーパー、米子空港ビルなどである。

(委員)

それでは、使用水量だけでなく汚染度が低いということが大事なポイントだ。

(委員)

処理経費が1m³あたり92円という説明があったが、それから考えると温泉汚水の183.60円というのは安くない。もっと安い単価にするという考えはないのか。

(事務局)

温泉の単価を、処理経費と同額程度としている自治体もある。

しかし先ほどの説明のとおり、資本費、建設費の借入の返済についても下水道使用料で賄う必要があるが、境港市では不足していて、不足を一般会計繰入金、つまり下水道使用者以外も含めた市全体の税金から補助してもらっている状態であるので、資本費への充当も確保する必要がある。

そこで、一般家庭程度の負担を求めるという観点から、温泉汚水の単価として超過使用料の最低区分183.60円を提案した。

(委員)

それでは、下水道がない渡地区や外江地区の皆さんの税金も、これまで下水道事業に投入されてきたのか。

(事務局)

一般会計繰入金は以前からあり、税金による補てんが続いている。

(委員)

それではいけない。

(会長)

しかしインフラが残る。また皆で支え合うということもある。

(委員)

第1回審議会の議題集9ページに温泉汚水単価の周辺都市との比較が挙げられているが、境港市の温泉の泉質の汚染度が高いために単価が高いということはないか。

(事務局)

温泉汚水の単価は、それぞれの自治体の考えがあって決められているが、浴槽の汚染の程度が低いという点は変わらない。

例えば米子市の皆生温泉は源泉かけ流し方式で、使用する湯量も境港市より大量である。使用水量の多さから単価を安価に設定しているという面もあるだろうと推察している。

(委員)

境港市が高いというのは一般のホテルも同じか。

(事務局)

温泉汚水単価が適用されるのは温泉を使用する施設だけである。

一般汚水について、議題集11ページの周辺都市との下水道使用料の比較で見ると、例えば20m³では境港市の方が米子市より安い、30m³では境港市の方が米子市より高い。

全般的には境港市は周辺都市より高く、使用水量が多くなるほど差が開いていく。これは境港市の累進度が高いからで、大口使用者にとっては他の自治体と比べると負担が重い状態になっている。

(委員)

下水道の処理場は米子市と共同で運営していないのか。

(事務局)

別々に運営している。境港市の処理場は空港の近くの佐斐神町にある。

米子市の大篠津町の旭ヶ丘団地については、年間500万円程度の委託料をもらって境港市で受入処理している。

(会長)

その他にご意見があればいただきたい。

—意見なし—

本日欠席の委員からの意見があれば、紹介してほしい

(事務局)

「特に反対ではない。」

「処理経費が安いから使用料を安くするという方針は妥当であり、賛成する。」

「追加資料によって自身は納得したが、判断は第2回審議会に任せる。」

欠席委員1名の意見は確認できていない。

◎議論の整理

(会長)

一般的に考えて、汚泥処理費などから汚れが少なければ処理費用は安くなる。

市の誘致企業であり、周辺市並みの配慮をするという目的がある。

温泉事業者からは値下げの要望はなかったとのことだが、個人的には、温泉事業者が新たな進出を検討する際には、他の市町村に比べて境港市の下水道使用料が高いことは、条件が悪いと言えると思う。

◎意見のまとめ

(会長)

議題2について、議論を踏まえて、絶対に反対という委員があれば発言いただきたい。

－意見なし－

追加資料などで納得いただいたということで、よろしければ、議題1の議案とあわせて議題2についても答申するというので、よろしいか。

－了承－

3. 答申

会長が答申書を読み上げ、委員に確認後、建設部長（市長代理）に手渡し
(建設部長) お礼のあいさつ

4. その他

(事務局) 報酬の口座振込について

5. 閉会

(会長) 閉会のあいさつ

(事務局) お礼のあいさつ